

麻酔管理料 1 について

当院は令和6年6月20日より麻酔科を標榜しております。それに伴い同年7月1日より麻酔管理料を算定しております。この施設基準等につきましては以下のとおりです。

《施設基準》（抜粋）

常勤の麻酔に従事する医師（医療法第6条の6第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下【麻酔科標榜医】という。）が1名以上配置されていること。

常勤の麻酔科標榜医により、麻酔の安全管理体制が確保されていること。

麻酔管理料（1）

- | | |
|--------------------------------|-------|
| 1 硬膜外麻酔又は脊椎麻酔を行った場合 | 250点 |
| 2 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔を行った場合 | 1050点 |